

ナキニ非ス然レトモ本案ノ目的ハ海軍従事者ノ紀律ヲ嚴格ニシテ以テ其ノ精銳ヲ期スルニ在リ其ノ精神ニハ至極賛成ナリ又其ノ内容ハ大躰陸軍ニ於ケル規程ニ準ニアリト聞ク別ニ支障ノ點ナキコトト信ス從テ一々本案ノ條文ヲ朗讀スルノ必要ヲ認ノス殊ニ書記官長ヨリ詳細ノ報告アリタルニ付之ヲ是認シ讀會ヲ省略シ且朗讀ヲ省略シテ直ニ採決アラハコトヲ希望ス

二十二番(金子) 賛成

十八番(細川) 賛成

議長(清浦) 末松顧問官ノ提議ニ對シ賛成アリ

仍テ讀會ヲ省略シテ直ニ採決スルコトトセ

ム本案賛成ノ諸君ノ御起立ヲ請フ

(全會一致可決)

○

議長(清浦) 次ニ主税局事務官特別任用ニ關スル

件及北海道廳森林主事ノ特別任用ニ關スル

件何レモ簡單ナルモノニ付二件ヲ一括シテ

議題トス第一讀會朗讀省略

報告員(二上) 謹テ審査スルニ先ツ主税局事務官特別任用ニ關スル件ハ今回田畑地價修正ノ準備調査ヲ行フ為別業ノ勅令ニ依リ大蔵省稅務監督局及稅務署ニ多數ノ臨時職員ヲ置キ其ノ内大蔵省ニ主税局事務官奏任專任一人ヲ置キ其ノ事務ヲ統轄セシムトスルニ伴ヒ本業ヲ以テ此ノ主税局事務官ハ稅務ニ關スル相當ノ官歴アル者ヨリ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得レシムトス專任唯一人ノ官ニ付特別任用ノ規定ヲ設クルハ如何ナレト

モ此ノ官職タル田畑地價調査ノ事務ニ付テハ多年複雑ナル特殊ノ沿革アリ且特別ノ智識ヲ必要トスルコト少カラサルカ故ニ本案ハ已ムヲ得サルモノトシテ此ノ儘可決セラレ然ルヘシト思料ス

次ニ北海道廳森林主事ノ特別任用ニ關スル件ハ従来北海道ノ國有林ニ付テハ北海道廳ニ判任官待遇ノ森林監守ヲ置キ官林ノ保護ニ從事セシメタルモ今回別業ノ勅令ヲ以テ森林監守ヲ廢シ内地ノ例ニ依リ判任官タル

森林主事ヲ置キ林野保護ノ事務ノミナラス
營林ノ事務ヲモ管掌セシメトスルニ件ニ
本案ヲ以テ此ノ北海道廳森林主事ニ對シ一
般判任官ノ資格ナクトモ相當ノ條件ヲ具ヘ
タル者ヨリ特別任用ヲ許スコトトシ其ノ規
定ヲ内務大臣ニ委任セムトス是レ内地ノ森
林主事ノ特別任用ニ關スル規定ヲ農商務大
臣ニ委任スルニ同シ尙木案ノ經過規定トシ
テ本令施行ノ際現ニ北海道廳森林監守ノ職
ニ在ル者ハ此ノ際ニ限り特ニ之ヲ北海道廳

森林主事ニ任用スルコトヲ得シノムトス本
案モ亦已ムヲ得サル措置ト認メラルルニ付
此ノ儘可決セラレ然ルヘト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス
二十三番(未松) 主稅局事務官特別任用ニ關ス
ル件ニ付質問シタキ事アリ本案ハ地價修正
ヲ行フ爲ト認ム然ルニ土地ノ公定價格ト時
價トハ著シク懸隔シ爲ニ地價修正ニ付テハ
種々ノ困難ナル事情アリ今回調査ノ必要ハ
那邊ニ存スル乎又調査ノ範圍ハ如何

大臣(勝田)

今回政府ニ於テハ田畑地價修正ノ準備調査ヲ為サムトスルモノナリ元來地價ノ修正ハ多年議會等ニ於テ問題ト為リタル所ニシテ政府ハ何レノ時カ之ヲ決行シテ負擔ノ公平ヲ圖ラサルヘカラス乍併此ノ事タルヤ甚ク重大ニシテ多年ノ歴史ニ富ム故ニ之ヲ實行スルニ先テ十分ノ準備調査ヲ為ササルヘカラス此ノ趣旨ニ基キ大正七年度以後ノ豫算ニ於テ繼續費トシテ若干ノ經費ヲ要求スルニ必

秘密

要ナル職負ヲ置カムトスル次第ニシテ愈地價ノ修正ヲ實行スルヤ否ハ此ノ準備調査成リタル以後ノ事ニ屬ス今回ノ調査項目中ニハ地租計算ノ根基ト為ルヘキ方法ノ如キモノヲモ包含ス蓋シ地租ノ徵收ニ付テハ種々ノ主義アリ從來我國ニ於テハ大畧田畑ノ收益ヲ以テ課税ノ基礎ト為スモ諸外國ニ於テ實行スル所ヲ參酌シ且田畑ノ收益ノ外生産費地味等ノ事實ニ付成ルヘク詳細ニ調査シ材料ヲ蒐集シ之ヲ按排シテ地價ノ修正ヲ決

行スルヤ否ヲ決定シタキ所存ナリ故ニ今回
ノ調査ニ付テハ專ラ實地ニ明ナル者ヲ選抜
レテ其任ニ當ラシメ以テ舊來慣例其ノ他諸
般ノ事項ニ互ル調査ニ於テ遺憾ナキヲ期セ
ムトスルナリ
二十三番(末松) 何年間ノ計畫ナリヤ
大蔵大臣(藤田) 三年間ノ計畫ナリ
二十二番(金子) 今田畑地價ノ修正ニ付調査
ヲ為ストノコトナルカ市街宅地ニ付テハ同
様ノ調査ヲ為スノ必要ナキカ兩者接續スル

箇所ノ如キハ殊ニ必要アルニ非サルカ
大蔵大臣(藤田) 宅地ニ付テハ特ニ調査ノ機關ヲ設
ケサルモ現在ノ職負ニ於テ漸次調査ヲ進メ
ワツアリ現ニ宅地租ニ於テ負擔ノ不公平ナ
ルモノアラハ夫々修正ヲ賢行セツツアリ即
チ今回田畑地價修正ノ調査ニ伴ヒ特ニ宅地
價修正調査ノ為別段ノ人負ヲ要求スルコト
ナレサリトテ之ヲ等閑視スルニ非ス現在職
負ノ範圍ニ於テ必要ナル調査ヲ為ス見込ナ
リ

二十三番(未松) 此ノ經費ハ大正七年度以降三
年間ニ互ルトノコトナルカ全國田畑ノ價格
ヲ調査スルニハ餘程ノ手数ヲ要スヘク今回
成立シタル經費ニテ十分ナルカ為各府
縣等ヲシテ大ナル負擔ヲ為サレムルコトナ
キカ又正直ニ調へ上クルコトハ三年間ニテ
ハ不可能ナリ或ハ札上ノ調査ニ終ルコトナ
キカ

大蔵大臣^(勝田) 今回ノ調査ハ準備調査ニシテ其ノ
經費ハ極ノテ少ク年額約三十万圓ニ過キス

其ノ人負モ本省ニ於テハ奏任ノ事務官一人
以下少数ハ稅務監督局ニ平均四人内外各稅
務署ニ平均一人ノ判任官ヲ配置スルニ過キ
ス尤モ此等ノ職負ヲ以テ主任者ト為スモ各
稅務監督局及稅務署ノ常置職負ヲシテ必要
ナル補助ヲ為サレムヘシ而シテ此等職負ノ
調査ニ依リ大縣ノ見當付キタル上愈地價修
正ヲ實行スルニ當リテハ相當ノ豫算ヲ編成
シ又地方官廳トノ連絡ニ遺憾ナキヲ期スヘ
シ

二十三番(末松) 要スルニ今回ノ調査ハ準備調
査ナリト云フ余ハ其ノ結果ニ付聊カ疑念ナ
キニ非サルモ政府當局者ニ於テ責任ヲ以テ
事ニ當ラレル以上本官等ハ之ニ信賴スルノ
外ナシ從テ本院ニ於テハ本案ニ同意スルコ
ト當然ナリ就テハ此ノニ案モ亦前案同様讀
會ヲ省略シテ直ニ採決アラムコトヲ希望ス
二十二番(金子) 賛成
十八番(細川) 賛成
議長(清浦) 然ラハ直ニ採決セム本案賛成ノ諸

君ノ御起立ヲ請フ

(全會一致可決)

聖上入御

(午前十一時三十分閉會)

副議長子爵

清浦奎吾

書記官長

二上兵吾

書記官

入江貫一
村上恭一

勅令第

號

海軍下士卒服役條例中左ノ通改正ス

第八條中及韓國ヲ削ル

第九條中但シノ下ニ第十九條第十九條ノ三ヲ

加フ

第十二條ノ二 下士六年未滿ノ懲役又ハ禁錮

ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失ヒ別

ニ命ナクシテ當該兵種ノ一等卒ト爲ルモノ

トス

前項ノ規定ハ海軍刑法又ハ陸軍刑法ニ依リ

一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用セス

第十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條中

前項ヲ前二項ニ改ム

再服役中ノ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑

ニ處セラレタルトキハ再服役ノ許可ハ其ノ

效力ヲ失フ

第十九條ノ二 鎮守府司令長官ハ再服役ヲ許

可レタル部下下士卒軍紀ヲ紊リ又ハ品行不

正ニレテ准士官又ハ下士ニ任用ノ見込ナレ

ト認ムルトキハ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ該當スヘキ者アルトキハ所属

長ハ之ヲ在籍鎮守府司令長官ニ具申スヘレ

第二十四條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 現役ニ服レタル期間四年以上ニレテ刑

ニ處セラレ又ハ屢懲罰處分ヲ受ケ改悛

ノ狀ナキ者

第三十條中「韓國」ヲ「滿洲」ニ改ム

第四十一條中「事由ヲ具レ」ノ下及「出願者ヨリ速

ニ」ノ下ニ「在籍鎮守府司令長官ヲ經テ」ヲ加フ

勅令第

號

主税局事務官ハ五年以上判任官以上ノ官ニ在
職シテ税務ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在リ判任官
二級俸以上ノ俸給ヲ受クル者ノ中ヨリ高等試
験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルトヲ
得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

北海道廳森林主事ハ内務大臣ノ定ムル規程ニ
依リ特ニ之ヲ任用スルトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ北海道廳森林監守ノ職ニ在
ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ北海道廳
森林主事ニ任用スルトヲ得